

# 由仁町農業集落排水事業經營戰略

平成29年3月

由仁町建設水道課

# 由仁町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 由仁町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年度(21年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	12.7	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	4処理区		
処 理 場 数	3処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	集合処理区域について、当初5集落で計画した区域を4集落に見直し、合併処理浄化槽の補助金対象区域とした。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	平成29年5月まで 基本使用料 10㎡まで1,500円 超過料金 1㎡につき200円	平成29年6月から 基本使用料 7㎡まで 1,848円 10㎡まで 2,026円 超過料金 11㎡から100㎡まで1㎡につき278円 101㎡から1㎡につき276円	その他の使用料体系の 概要・考え方	浴場用 平成29年5月まで 基本使用料 100㎡まで2,500円 超過料金 1㎡につき25円	平成29年6月から 基本使用料 100㎡まで 3,375円 超過料金 1㎡につき33円	その他浴場用 平成29年5月まで 基本使用料 100㎡まで2,500円 超過料金 1㎡につき30円	平成29年6月から 基本使用料 100㎡まで 3,375円 超過料金 1㎡につき40円
	業務用使用料体系の 概要・考え方	平成29年5月まで 基本使用料 10㎡まで1,500円 超過料金 1㎡につき200円		平成29年6月から 基本使用料 7㎡まで 1,848円 10㎡まで 2,026円 超過料金 11㎡から100㎡まで1㎡につき278円 101㎡から1㎡につき276円	平成27年度 3,500 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度 3,856 円
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成26年度 3,500 円	平成26年度 3,843 円					
	平成25年度 3,500 円	平成25年度 3,725 円					

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	建設水道課長(上下水道、土木建築)1人、専任1人、水道事業との兼任4人、計6人
事業運営組織	水道事業と農業集落排水事業の担当部署を平成14年度に統合し、人員削減を行った。さらに平成20年度に1名の兼任職員の減を実施した。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理施設及びポンプ施設の維持管理業務、水質検査業務、乾燥汚泥運搬業務、汚泥成分検査業務、外構管理業務を民間業者に委託
	イ 指定管理者制度	現在のところ活用していないが、今後の活用のため検討中
	ウ PPP・PFI	現在のところ活用していない。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	町単独で汚泥の活用をするには発生量が少ないため費用対効果の面から実施していない。近隣町村を含めた共同施設を利用するような計画があれば効果は得られる。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	小規模な施設のため、有効活用できる未利用の土地がないので実施できない。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙添付
------

# 経営比較分析表

北海道 由仁町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり定額料金(円)
-	該当数値なし	62.66	85.68	3,780

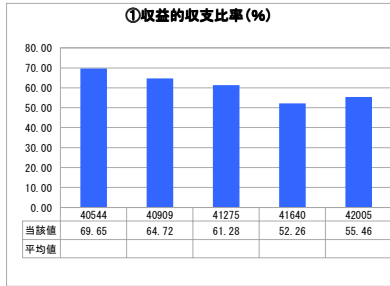
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
5,531	133.74	41.36
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
3,439	2.70	1,273.70

**グラフ凡例**

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)

【】 平成27年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



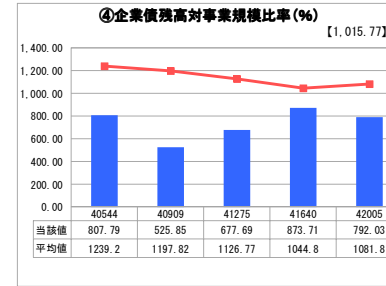
「単年度の収支」



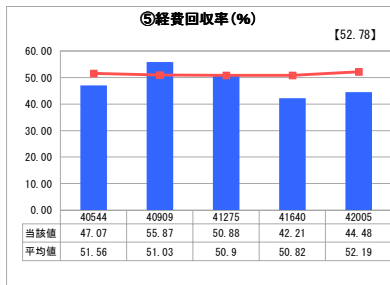
「累積欠損」



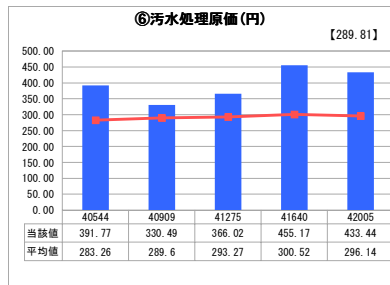
「支払能力」



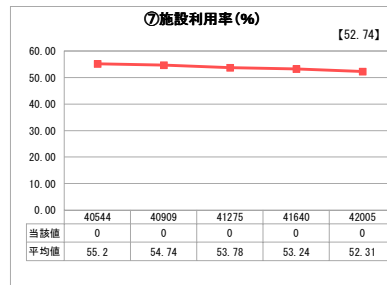
「債務残高」



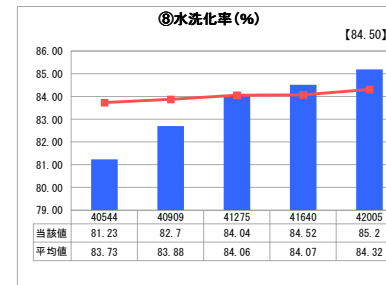
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

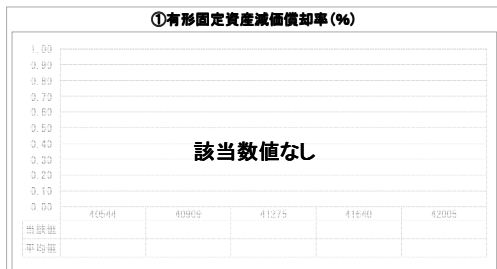


「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

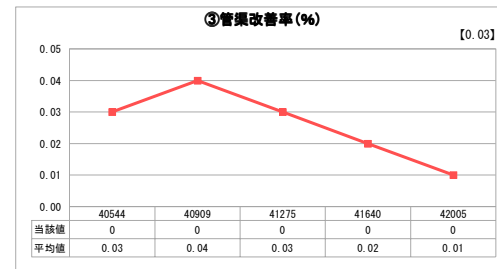
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率が低い水準であることから、一般会計からの繰り入れに依存している状況である。企業債残高対事業規模比率については、今後の設備の更新事業があることから、企業債残高が増加する見込みである。また、同様に低い水準である経費回収率を向上させるために、料金の見直しや経費の削減を推進しなければならない。さらには、水洗化率の向上を目指した取組を検討する必要がある。

### 2. 老朽化の状況について

平成7年供用開始であることから、下水道管の耐用年数については、まだ更新を検討する段階ではない。しかしながら、電気設備の更新を今後実施することから、更新完了後、機械設備や処理施設、下水道管の更新について、計画的に検討する必要がある。

## 全体総括

今後の処理施設の設備の更新等が控えていることから、料金収入の増加のために更なる水洗化率の向上や料金体系の見直し、経費の削減を実施し、安定した経営を目標とする。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 2. 経営の基本方針

### ○適切かつ効率的な事業計画

現在、実施している機能強化対策事業を見据え、独立採算制の公営企業としての企業努力を行い、各種工事や委託料の見直しなどから経費を削減し、町の各セクションと連携し企業誘致や、定住者増を図り、有収水量の維持や増加を目指し収益の確保を目指す。

### ○収益確保と受益者負担の適正化

平成29年度から料金改定を実施するが、定期的に財政状況を鑑み、適正な料金水準について検討し今後の料金改定も考慮していく。また、町財政部局と連携し、長期的な視点から繰り入れすべき部分について検討していく。

### ○水洗化率の向上

未接続者への啓発活動に取り組む。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見 込)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
収 益 的 収 入	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	115,631	122,487	118,102	134,476	131,047	130,249	131,530	134,370	141,567	151,440	160,525	125,926
		(1) 営 業 収 益 (B)	55,860	56,824	56,906	71,987	75,058	74,947	74,886	74,689	74,603	74,474	74,333	74,226
		ア 料 金 収 入	55,567	55,639	55,563	71,166	74,237	74,126	74,065	73,868	73,782	73,653	73,512	73,405
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	293	1,185	1,343	821	821	821	821	821	821	821	821	821
		(2) 営 業 外 収 益	59,771	65,663	61,196	62,489	55,989	55,302	56,644	59,681	66,964	76,966	86,192	51,700
		ア 他 会 計 繰 入 金	59,771	65,663	61,196	62,489	55,989	55,302	56,644	59,681	66,964	76,966	86,192	51,700
	イ そ の 他													
	収益的 支出	2 総 費 用 (D)	134,582	129,684	134,420	128,219	132,773	132,162	131,412	129,870	125,865	123,964	122,396	120,870
		(1) 営 業 費 用	109,581	106,862	113,689	109,105	114,638	115,105	115,638	116,105	114,138	114,105	114,138	114,105
		ア 職 員 給 与 費	22,559	22,778	23,744	23,744	23,744	23,744	23,744	23,744	23,744	23,744	23,744	23,744
		ウ ち 退 職 手 当	2,333	2,249	2,126	2,126	2,126	2,126	2,126	2,126	2,126	2,126	2,126	2,126
		イ そ の 他	87,022	84,084	89,945	85,361	90,894	91,361	91,894	92,361	90,394	90,361	90,394	90,361
		(2) 営 業 外 費 用	25,001	22,822	20,731	19,114	18,135	17,057	15,774	13,765	11,727	9,859	8,258	6,765
ア 支 払 利 息		25,001	22,822	20,731	19,114	18,135	17,057	15,774	13,765	11,727	9,859	8,258	6,765	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		△ 18,951	△ 7,197	△ 16,318	6,257	△ 1,726	△ 1,913	118	4,500	15,702	27,476	38,129	5,056	
資 本 的 収 入	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	112,984	114,846	128,405	248,538	252,890	234,736	134,445	101,420	89,727	73,998	61,619	92,862
		(1) 地 方 債	28,400	28,600	43,200	111,900	108,600	98,000	44,300	19,700	8,200			
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	28,400	28,600	28,700	28,900	29,100	28,700	28,300	19,700	8,200			
		(2) 他 会 計 補 助 金	82,824	80,502	69,205	52,638	64,790	66,386	74,145	81,720	81,527	73,998	61,619	92,862
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金		4,644	14,500	83,000	79,500	69,350	16,000					
	(6) 工 事 負 担 金		1,100	1,500	1,000		1,000							
	(7) そ の 他	1,760												
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (G)	93,895	105,018	116,351	254,795	251,164	232,823	134,563	105,920	105,429	101,474	99,748	97,918
		(1) 建 設 改 良 費	7,236	13,836	30,522	168,022	162,022	140,022	33,522	1,522	1,522	1,522	1,522	1,522
		ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	86,659	91,182	85,829	86,773	89,142	92,801	101,041	104,398	103,907	99,952	98,226	96,396
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		19,089	9,828	12,054	△ 6,257	1,726	1,913	△ 118	△ 4,500	△ 15,702	△ 27,476	△ 38,129	△ 5,056	

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	138	2,631	△ 4,264									
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	2,495	2,633	5,264	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	2,633	5,264	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	2,633	5,264	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	52	55	54	63	59	58	57	57	62	68	73	58
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	55,860	56,824	56,906	71,987	75,058	74,947	74,886	74,689	74,603	74,474	74,333	74,226
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)	55,466	55,860	56,824	56,906	71,987	75,058	74,947	74,886	74,689	74,603	74,474	74,333
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	1,065,048	1,002,466	959,837	984,964	1,004,422	1,009,621	952,880	868,182	772,475	672,523	574,297	477,901

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
区 分												
収益的収支分	59,771	65,672	61,196	62,489	55,989	55,302	56,644	59,681	66,964	76,966	86,192	51,700
うち基準内繰入金	59,771	65,672	61,196	62,489	55,989	55,302	56,644	59,681	66,964	76,966	86,192	51,700
うち基準外繰入金												
資本的収支分	82,824	80,493	69,205	52,638	64,790	66,386	74,145	81,720	81,527	73,998	61,619	92,862
うち基準内繰入金		1,994	2,072	2,152	2,236	2,323	2,413	2,507	2,604	1,340		
うち基準外繰入金	82,824	78,499	67,133	50,486	62,554	64,063	71,732	79,213	78,923	72,658	61,619	92,862
合 計	142,595	146,165	130,401	115,127	120,779	121,688	130,789	141,401	148,491	150,964	147,811	144,562

## (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たったの説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

#### ○投資の目標に関する事項

初期の施設は平成7年に供用開始をしており適正な維持管理を実施しているが、経年劣化により支障が生じていることから、電気・機械設備の更新を行う。

平成28年度	24,880千円
平成29年度	166,000千円
平成30年度	162,000千円
平成31年度	144,300千円
平成32年度	38,520千円

### ② 収支計画のうち財源についての説明

#### ○財源の目標に関する事項

機能強化対策事業については、農業集落排水事業補助金が事業費の2分の1あることから、残りを下水道債、過疎債を財源として実施する。また、資本費平準化債の活用により、適正な建設費の配分を行っている。

#### ○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

使用料については、人口の減少、接続率の微増等の要因により、減少傾向に転ずる見込みである。しかし、平成29年6月から料金改定を実施することにより収益は向上する見込みである。今後も適正な料金水準について検討し、見直しを適宜行っていく。

#### ○企業債に関する事項

機能強化対策事業の下水道債、過疎債や資本費平準化債を有効活用し、借入を実施していく。

#### ○繰入金に関する事項

平成29年度から平成33年度までの繰入については、基準外繰入を増やさないう、料金改定を実施した。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

#### ○職員給与費に関する事項

これ以上の職員削減は厳しい状況である。平成29年度以降の職員給与費は平成28年度と同額を見込んだ。

#### ○動力費、薬品費、修繕費及び委託料に関する事項

委託業務の中に含んでいる。委託契約期間を単年度から、複数年度(3年間)の長期継続契約により経費の削減を図っている。また、修繕費についても、委託業務のなかで計画的に取替や修理を行っている。委託業務で対応できない緊急的な修繕については、別途修繕を実施していく。



### (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化・最適化は当町の立地条件から、困難であるが、人口減少等の社会情勢から収益の悪化等を考慮し単独での運営が厳しい状況となる可能性があるため、今後の検討課題としていく。
投資の平準化に関する事項	平成28年度～平成32年度の5か年で機能強化対策事業により3地区の老朽化した機器の更新を行い、平成33年度～平成34年度の2か年で以降の修繕計画を策定し、国の補助金を活用しながら更新工事を実施していく。

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成29年度から使用料の改定を実施し収益の向上を目指す。財政状況により次の改定に向けて検討を継続していく。
資産活用による収入増加の取組について	エネルギー利用については、町単独で汚泥の活用をするには発生量が少ないため費用対効果の面から実施していない。近隣町村を含めた共同施設を利用するような計画があれば効果は得られる。土地利用については、小規模な施設のため、有効活用できる未利用の土地がないので実施は困難である。
その他の取組	国の補助事業を活用し、機械設備の更新を実施していく。

#### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	指定管理者制度については、水道事業との包括的な委託等も含め、今後の活用について検討していく。
職員給与費に関する事項	これ以上の職員削減は厳しい状況であるが、適正な職員配置になっているか、兼任職員の職員数について検討していく。
動力費に関する事項	委託料に含まれているが、電力自由化に伴い比較検討しコスト削減に努める。
薬品費に関する事項	委託料に含まれているが、再検討しコスト削減に努める。
修繕費に関する事項	委託料に含まれているが、メンテナンス、修理で機器の長寿命化を図りコスト削減に努める。
委託費に関する事項	契約更新時に委託内容を精査し、水道事業と併せた包括的な委託等も検討しコスト削減に努める。
その他の取組	水洗化率や、収納率の向上を目指し、計画的な取組を検討していく。

#### 4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	進捗管理(モニタリング)を適宜実施し、最低でも5年ごとに見直し(ローリング)を行い、経営戦略を有効活用するため、事後検証、更新を行っていく。
---------------------	--